

## 【空き家改修費】

空き家にU・I・Jターン者が入居する場合、  
住宅改修費の1/2以内（限度額100万円）を交付します。  
なお、対象年齢は原則50歳以下で、5年以上定住  
（町に住民登録が必要）し、申請は一人一回限り。

## 【空き家整理費】

空き家の住宅内整理に必要な家財道具等の運搬処分費、  
及び屋内外の清掃費に要する経費の1/2以内（限度額10万円）  
を交付します。  
名より空き家登録申出書により申し出のあった  
空き家であること。

お問い合わせ：上勝町役場 企画環境課

Tel：0885-46-0111